

し尿処理施設運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八王子市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年八王子市条例第18号。）及び同施行規則（平成5年八王子市規則第42号。）に定めるし尿処理施設の効率的かつ適正な運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(処理対象物)

第2条 し尿処理施設で処理する廃棄物は、市内で排出された次に掲げる物とする。

- (1) し尿・雑排水
- (2) 浄化槽汚泥
- (3) ディスポーザ排水処理システムから発生する汚泥（ディスポーザ汚泥）
- (4) 建築物におけるし尿混じりの排水槽から発生する汚泥（ビルピット汚泥）
- (5) 貯留槽から発生する汚泥（貯留槽汚泥）

(し尿処理施設への投入（受付）時間)

第3条 し尿処理施設への投入（受付）時間は、次のとおりとする。

- (1) 平日 午前8時40分から午前11時40分まで
午後1時00分から午後4時20分まで
- (2) 土・日曜日、休日及び市指定の休日は投入を受付けない。

(処理対象物の投入量)

第4条 し尿処理施設を利用しようとする者は、し尿処理施設利用許可証に記載されたし尿投入量（以下「投入許可量」という。）を超えない範囲で投入することができる。

(投入許可量の制限)

第5条 し尿処理施設の管理及び運転状況によって、投入許可量に制限を加えることができる。

(投入許可量の増加について)

第6条 下水道への接続工事に伴う汚泥及び大型の浄化槽清掃に伴う汚泥の搬入等について、事前に次に掲げる協議があった時に、し尿処理施設の運転状況を勘案した上で投入許可量の増加を認めることができる。

なお、すでに他者の協議より、施設処理能力に達した日は許可しない。

- (1) 協議は投入予定日の1週間前までにすること。
- (2) 協議は、投入計画書（第1号様式）によること。

(複数者による投入)

第7条 浄化槽の清掃及び収集等を、二者以上で行う者は、事前に協議しなければならない。

- (1) 協議は代表となる者が1週間前までに投入計画書（第1号様式）により行うものとする。
- (2) 協議は、投入計画書（第1号様式）によること。
- (3) 清掃作業及び投入については代表者が責任を持たなければならない。

(投入受付手続き)

第8条 し尿処理施設を利用しようとする者は、搬入時にトラックスケールの計量値に基づき、市職員により搬入量の確認を受けた後、浄化槽清掃完了確認書または浄化槽清掃手数料軽減証兼浄化槽清掃完了確認書を提出し、市職員の許可を受けた後、汚泥を投入するものとする。

なお、浄化槽清掃完了確認書は、し尿処理施設利用許可証交付時に添付した浄化槽清掃手数料完了確認書記載上の注意に基づき遺漏無く記載すること。

(職員の指示の遵守)

第9条 し尿処理施設を利用しようとする者は、市職員の指示を遵守しなければならない。

(禁止行為)

第10条 し尿処理施設を利用しようとする者は、次に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 投入許可量を超えた汚泥の搬入。
- (2) 車両の規定積載量を超えた搬入。
- (3) 浄化槽等底部の性状の悪いものの投入。
- (4) し尿処理施設を汚損又はき損する行為。

(施設利用の制限)

第11条 し尿処理施設を利用しようとする者が前条の禁止行為又は不実な行為をとったときには、施設の利用制限を加えることができる。

(損害賠償)

第12条 し尿処理施設を利用しようとする者は、故意又は過失によりし尿処理施設の設備を汚損し、又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第13条 この要綱に規定のないものについては、別に市長が定めるものとする。

附則

- (1) この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- (2) 浄化槽清掃業務取扱基準（平成15年6月1日）は、廃止する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。